

令和5年10月

お客さま各位

横浜幸銀信用組合

インボイス制度への当組合の対応について

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。
令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。これに伴う、当組合がお渡しする領収書等の対応につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

【ご参考】

当組合の適格請求書発行事業者登録番号

登録番号	T3020005003571
氏名又は名称	横浜幸銀信用組合
登録年月日	令和5年10月1日
本店又は主たる事業所の住所	神奈川県横浜市中区尾上町5丁目77番地1

※「国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」からもご確認頂けます。

1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

- (1) 営業店窓口等で各種手数料（残高証明書発行手数料、融資関係手数料など）をお支払いいただいた場合、営業店窓口等でインボイスの要件を満たした領収書等を発行いたします。
- (2) 令和5年10月1日以降に営業店に備え置かれている「振込依頼書」を使用してお振込をされた場合は、「振込依頼書」の2枚目の「お客様控」をインボイスとしてご利用頂けます。

そのため、お客さまが旧帳票の「振込依頼書」を令和5年10月1日以降にご利用頂く場合、インボイス制度に対応していない為、改訂後の新帳票をご利用いただきますようお願い申し上げます。

2. 口座振替等でお支払いいただく各種手数料について

預金口座からの口座振替でお支払いいただいた各種手数料につきましては、ご希望のお客さまには、インボイスの要件を満たした「手数料等明細書」を発行いたします。

- ※1 「手数料等明細書」は、ご要望のお客さまに発行いたします。ご要望の際は、「手数料等明細書発行依頼書」のご提出をお願いいたします。（営業店の職員等にご用命ください。）
- ※2 「手数料等明細書」は、預金口座毎にお客様のご指定の期間の手数料を集計し、発行いたします。
- ※3 「手数料等明細書」には、お客さまの預金口座から口座振替の方法でお支払い頂いた各種手数料が反映されます。営業店窓口で現金や出金伝票でお支払いいただいた手数料は反映されません。

3. ATMでのお取引に伴う手数料について

ATMでのお取引に係る手数料は、金額が3万円未満となり、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当しますので、「ご利用明細」等については従来どおりの様式（インボイス制度に対応していない様式）で発行いたします。

- ※4 ATMおよび両替機でのお取引に係る手数料については、お客さまが一定の事項（ATM等での取引である旨及びATM等の所在地）を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能です。

インボイス制度への当組合の対応についてご質問等がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

なお、インボイス制度については、下記URLの国税庁ホームページに詳しい説明や事業者向けパンフレット等が掲載されています。

URL :

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/
invoice.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm)

以 上